

労働保険の更新月です!

- ◆一人親方労災保険 3月3日(火)まで
- ◆一括有期事業(現場労災) 4月3日(金)まで
- ◆労災・雇用保険(現場労災以外) 4月22日(水)まで

年に1度の特別加入の日額変更は、3月3日(火)までに手続きが必要です



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 書記長 藤岡 祐二
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ
 ひろしまけんろう 検索

スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい
 (別途通信料金が必要となります)

「税対副部長・吉田達彦」12月11日(木)、広島合同庁舎3号館1階第16会議室で、国税局交渉を行いました。これに先立ち、午前中は広島建労会館で、全建総連の小林税対部長、荒木副中執行委員長、中国地方協議会の代表7人による事前打ち合わせを行いました。事前打ち合わせでは、交渉時の注意点を確認するとともに、荒木副中、橋本副団長、司会進行を広島から選出することを決定。情勢報告を行い、各県連からの活動報告と意見交換を2時間あまり行い、昼食後13時

国税局交渉へ

インボイス制度に おける2割特例の延期について 要望

30分からの国税局交渉に向かいました。国税局交渉には、局側から2人がご対応いただき、「税務行政に関する要請書」の回答として、「收受日付印」については、「申告書などの提出事実、さまざまな方法で確認できるようにしており、その内容を案内している。また、申告書の提出日と税務署名を記載した上でリーフレットを希望者に渡している」との説明がありました。また、「納税者支援調整官」については、「税務署、国税局、国税庁をはじめ、税務全般に関する不平・不満・困りごとに対し、納税者の立場に立つて適切に対応するため、国税局および税務署に配置している」との回答がありました。これらの項目については、建労岡山および広島建労から追加の質問を行いました。局側の回答を受け、小林税対部長をはじめ、各県連から仲間の現状や声を伝え、あわせて、「インボイス制度における2割特例の延期」について要望しました。限られた時間でしたが、内容のある意見交換を行い、閉会あいさつをもって交渉を終了しました。

第70回 定期大会の招請

第70回広島県建設労働組合定期大会を来る3月21日(土)に広島建労会館で開催します。ご出席いただく代議員各位におかれましては、事前に議案についてご検討いただき、大会が成功のうちに終了できますように、ご協力をお願いいたします。

執行委員長 原 正

日時：2026年(令和8年)3月21日(土) 12時30分から
 場所：広島建労会館(広島市西区横川新町8-12)

中国地協の代表団



税対部長をはじめ、各県連から仲間の現状や声を伝え、あわせて、「インボイス制度における2割特例の延期」について要望しました。限られた時間でしたが、内容のある意見交換を行い、閉会あいさつをもって交渉を終了しました。

令和7(2025)年度 賃金アンケート結果報告

【県・賃金対策部長・輪場直幸】令和7年3月支払いの賃金・請負単価の状況を、5月から7月未までの期間にアンケート方式で調査を行いました。皆さまからいただきましたアンケート結果は、集約して上部団体の全建総連に報告します。全建総連には全国の仲間の結果が集まり、それを取りまとめて、国や関係省庁、行政団体などへの交渉・制度の要求等に活用します。今年度は組合員全員を対象に、新たな試みとしてインターネットのみの回答とし、全体で851人の方から回答をいただきました。(令和7年5月1日現在組合員数11,641人の7.3%)ご協力いただきました皆さまに感謝申し上げます。

平均賃金の推移

		令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	対令和6年差額
従業員	日給制	14,040	14,011	14,880	14,949	14,463	14,197	△266
	月給制	-	-	395,498	317,507	327,879	316,306	△11,572
一人親方(経費含む)	日給制	18,590	18,507	18,791	19,784	22,035	22,937	902
	月給換算	-	-	452,006	425,708	508,011	527,671	19,660
全体		16,748	16,259	17,588	18,550	20,522	20,800	278

令和7年(2025年) 公共工事設計労務単価とアンケート平均賃金日額の比較(職種別)

職種名	3/1~設計労務単価	設計労務単価前年比	従業員			一人親方					
			賃金	賃金前年比	労務単価比	報酬	経費	賃金(報酬-経費)	報酬前年比	報酬労務単価比	賃金前年比
建築大工	25,500	1,700	15,148	98	△10,352	21,690	3,447	18,243	904	△3,810	94
塗装工	25,400	1,600	13,537	△421	△11,863	21,658	3,732	17,926	325	△3,742	376
電気工	24,700	1,900	14,113	△286	△10,587	26,439	5,000	21,439	2,360	1,739	1,932
配管工	23,600	2,200	16,839	1,575	△6,761	23,216	5,108	18,108	348	△384	△1,050
内装工	26,600	2,000	11,541	△1,222	△15,059	23,175	3,688	19,488	△40	△3,425	△801

※アンケート回答数の多かった5職種を抜粋(公共工事設計労務単価は広島県)

【就労形態】

従業員を雇っていない一人親方が最も多く521人(61.2%)、雇用されている従業員が160人(18.8%)、従業員を雇っている事業主が170人(20.0%)でした。

【平均年齢】

全体は52.5才(前年53.6才)。一人親方54.6才(前年56.6才)、従業員44.3才(前年46.5才)、事業主54.1才(前年55.1才)でした。

【平均賃金(日額)】

従業員は14,197円で前年比266円減、月給制を日額換算すると14,126円で前年比518円減となりました。一人親方の報酬は22,937円と増加しましたが、経費を差し引いた実質賃金は18,755円で前年と横ばいです。昨年度に引き続き、物価高による価格転嫁が進んでおらず、賃金部分で補填せざるを得ない状況が続いていることが考えられます。

最も多かった回答は従業員が13,113円、一人親方が20,000円でした。

従業員の職種別は、建築大工15,148円、塗装工13,537円、電気工14,113円、配管工16,839円、内装工11,541円で、配管工は前年比1,575円増となっています。

一人親方の職種別・報酬(カッコ内は経費を差し引い

た賃金部分)では、建築大工21,690円(18,243円)、塗装工21,658円(17,926円)、電気工26,439円(21,439円)、配管工23,216円(18,108円)、内装工23,175円(19,488円)でした。報酬としては内装工以外の4職種が前年比増で、経費を差し引いた賃金部分は内装工がマイナス3,425円と大幅な減少になっています。

事業主が回答した稼働日数は、公共工事を受注している事業主のほうが受注していない事業主より2日多く、従業員・手間請への支払賃金も高い額となりました。

物価高の影響については「変わらない」との回答が従業員で72.6%、一人親方は「変わらない」が半数でしたが、残り44.7%が「減少した」と回答しました。事業主は従業員に払う賃金について「変わらない」63.5%でした。

前年と比べて今年賃金が上がったか? については、従業員では「変わらない」が最も多く、一人親方は「減少」・「変わらない」が半々でした。

今年になって職人の賃金を上げましたか? という事業主の回答では、「すえおいた」が57%を占めました。一方で「上げた」回答が40%ありました。

要求する日額では、従業員が20,778円・一人親方が28,578円と、現実を受け取っている額とは大きく乖離していることが分かります。

【一人親方に多かった意見】

- ・材料・副資材の高騰により請負金額を上げざるを得ない。工事代金の上昇で改装を控える方が増えている。このままでは仕事の確保が難しく、政府や組合による対策も考えてほしい。
- ・近隣からのクレーム等で、土日祝や早朝夜間の労働時間が制限され、仕事が進まないため、手間請けの仕事は儲からない。手間請け単価が上がらないと、物価上昇もあり生活が苦しく、若い職人が減るばかり。

【従業員に多かった意見】

物価高の中、給与(賃金)が下がらないのは有り難いが、建設業全体の賃金底上げをしないと会社が立ち行かなくなるのではないかと危惧している。

【事業主に多かった意見】

- ・施工単価を上げて欲しいとお願いしても、とりあえずこれでやってみたいとお願いされ、お金が残らず苦しい。元請が儲かるのはいいが、下請にもお金を回してほしい。

確定申告の活用に 機関紙「全建総連」2026年1月 税金対策特集号から一部転載(3面へ続く)

事業所得の計算

1. 事業所得の計算について

個人事業の場合、1年間(1月1日~12月31日)の総収入金額から、必要経費を差し引いた金額が事業所得となります。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費(工事原価・一般経費)} = \text{事業所得}$$

2. 令和7年分の総収入金額となるもの

(1) 工事収入《図1》・《図2》

令和7年中に完成・引渡を終えた工事の請負代金を総収入金額に計上します(工事完成基準)。

- ① 工事代金が未収でも、完成・引渡により収入が確定した場合、その請負代金を総収入金額に計上します。
- ② 期末仕掛工事で前受金を受け取った場合は、令和7年分の総収入金額には計上しません。

(2) 自家消費

仕入れた材料を自宅や作業場などの増改築等に使用したり、親族等に無償や低額で渡した場合は、自家消費として収入に計上しなければなりません。

収入に計上する金額は原則として「通常の販売価格(定価)」とされていますが、建設資材など仕入れ金額や定価がわかる物は帳簿に記載がある場合に限り「仕入金額」または「定価の70%」のいずれか高い方の金額とすることができます。

自家消費においても課税売上として計上します。

(3) 雑収入

事業に関連して得た収入を雑収入として計上します。

- ① 廃材や作業クズなどの売却収入
- ② 取引相手などからの紹介料、リベート収入など
- ③ 従業員宿舍の使用料収入



※事業用の車両や機械などを売却して得た収入は譲渡所得として取り扱います。

(4) 給付金等について

事業者の収入が減少したことに対する補償や必要経費に対する補てんを目的とした給付金は、所得税は原則として、事業所得になります。なお、消費税は課税対象に当たらず不課税(課税対象外)となります。

3. 必要経費のまとめ方

令和7年分の工事収入を得るためにかかった必要経費を、工事原価と一般経費に分けて整理します。

【必要経費】

① 工事原価	材料費	木材、資材、建築金物などの材料費用
	外注費	内装、電気、配管工事など外注した工事費用
	労務費	常用・手間請職人、アルバイト等への賃金
	現場経費	工事現場で必要な費用
② 一般経費		事業活動を継続していく上で必要とされる費用

(1) 工事原価をまとめる上での注意《図1》

- ① 令和7年分の完成・引渡工事に直接かかった材料費、外注費、労務費、現場経費などの費用を請求書や領収書等に基づいて明らかにします。
- ② 未払いでも完成・引渡工事に該当する費用は計上します。
- ③ 仕掛工事で期末(12月31日)までに支出した費用は、完成・引渡した年の費用に計上するため、令和7年中に支出した工事費用総額から、仕掛工事分として差し引くことに注意します。

(2) 材料費のまとめ方

- ① 前年(令和6年)から引き継いだ在庫材料(期首棚卸高)を令和7年分の材料費に加えます。
- ② 仕入先からの請求書等に基づいて、令和7年中に仕入れた材料費をまとめます。
- ③ 期末(12月31日)の在庫材料を調べます(令和7年分の材料費に計上しないための作業)。
- ④ 仕掛工事で期末までに使用した材料費を確認して、期末仕掛工事支出分としてまとめます(令和7年分の材料費に計上しないための作業)。

【期末材料棚卸の目的等】

期末在庫材料は、すでに材料の支払いが済んでいても令和7年分の材料費には計上しません。なぜなら未使用の材料は次の年に使う予定であり、使用した年の材料費に計上するからです。そこで期末時点で未使用の在庫材料を、令和7年中に仕入れた材料から差し引く手続きが必要となります。

また貸借対照表を作成する場合は、この期末在庫材料を棚卸資産として計上します。

- ① 期末時点の在庫材料の数量を確認します。
- ② 最後に仕入れたときの価格で材料棚卸高を計算します。
- ③ 仕入れた材料費を消費税込みで計上している場合は、期末時点で未使用の在庫材料を消費税込みで計上します。

今期の期末在庫は下表の通り

在庫材料名	数量	消費税込み単価	金額
スギ角120	15	4,500円	67,500円
ヒノキ角150	12	7,400円	88,800円
期末材料棚卸高の合計(消費税込み)			156,300円

(3) 外注費のまとめ方

- ① 令和7年分の費用として計上するのは、令和7年中に完成・引渡をした外注工事分です。
- ② 完成・引渡をした外注工事分の中で未払いの外注費についても、費用として計上します。
- ③ 令和7年に前年完成・引渡分の支払いをした場合は、決算上はすでに前年の外注費に計上されているため、当年分の支払計上額からは除きます。
- ④ 仕掛工事で期末(12月31日)までに支払った外注費を期末仕掛工事としてまとめます(令和7年分の外注費に計上しないための作業)。完成引き渡しをした期に計上します。

(4) 労務費のまとめ方

- ① 令和7年中に支払った職人、応援、アルバイト等への支払賃金を労務費として計上します。
- ② 期末(12月31日)までに支払った賃金で、仕掛となる工事にしか従事しない職人等の労務費は、期末仕掛工事とします(令和7年分の外注費に計上しないための作業)。完成引き渡しをした期に計上します。

(5) 現場経費について(原価に計上)

- ① 現場経費に計上したものは、一般経費に計上しません(二重計上となるため)。
- ② 現場経費の主なものとして、建設機器等のリース料、廃材処理費、仮設事務所、仮設トイレ等の設置費用、現場の損害保険料、工事現場での駐車場代、現場での茶菓子代などがあります。

(6) 期末仕掛工事のまとめ方

- ① 仕掛工事にかかった材料費、外注費、労務費等の工事費用は、完成・引渡した年の費用に計上します。
- ② そのため、仕掛工事の中で12月31日までに支出した費用を期末仕掛工事としてまとめます。

期末仕掛工事の支出内訳

工事名	材料費	外注費	労務費	現場経費	合計金額
山本邸増改築工事(令和7年11月6日着工)	575,370円	0	0	0	575,370円

(7) 工事原価の計算(例)

期首棚卸高	(A)					← 前年から持ち越した在庫材料				
期首仕掛工事	(B)					← 前年の仕掛工事の金額				
期首商品(製品)棚卸高(A+B)	(5)									
材料仕入高	(C)	6	0	4	9	4	3	0	← 当年の仕入高	
労務費(支払賃金)	(D)	3	2	8	3	3	0	0	← 1~12月の支払合計	
外注費	(E)	6	4	4	6	0	0	0	← 請求書等に基づく支払総額	
現場経費	(F)		4	2	3	2	4	0		
仕入金額(製品製造原価(C+D+E+F))	(6)	1	6	2	0	1	9	7	0	
小計(5+6)	(7)	1	6	2	0	1	9	7	0	← 1~12月の支払合計
期末棚卸高	(G)		1	5	6	3	0	0	← 期末の在庫材料	
期末仕掛工事	(H)		5	7	5	3	7	0		
期末商品(製品)棚卸高(G+H)	(8)		7	3	1	6	7	0	← 当年の工事収入に掛る工事原価	
差引原価(7-8)	(9)	1	5	4	7	0	3	0	0	

(8) 一般経費のまとめ方

- ① 領収書や請求書等に記載された金額を、その内容や用途に応じた費用科目に分類して記帳します。
- ② 自動販売機の利用などで、領収書が得られない場合には、出金伝票に日付、金額、相手先、内容を記録保管して記帳に備えます。
- ③ 計上額は消費税込みの金額とします。
- ④ 未払いでも令和7年中に支払い義務が確定している費用は計上します。
- ⑤ 水道光熱費、電話(携帯電話)代など自宅と共用している場合は、事業で使用した割合分を経費に計上します。
- ⑥ 取得金額が10万円以上や1年以上使用可能なものは、減価償却計算をして当年分の償却費用を計上します。

《図1》 令和7年分の工事収入となる工事の範囲

前年(令和6年)	1月1日	当年(令和7年)	12月31日	翌年(令和8年)
×	前年完成・引渡工事(前年の収入・必要経費となります)			
○	前年着工、当年完成・引渡工事(工事代金が未収でも当年の収入・必要経費とします)			
○	当年着工、当年完成・引渡工事(工事代金が未収でも当年の収入・必要経費とします)			
×	当年着工、翌年完成・引渡工事(前受金等を受領しても翌年の収入・必要経費となります)			

《図2》 令和7年分となる工事収入(完成工事高)の内訳(例)

工事名称	工事期間	請負金額	値引額
当年着工~当年完成引渡 佐藤不動産(手間請)	令和7年1月~3月	153万円(注1)	
当年着工~当年完成引渡 鈴木邸新築工事	令和7年5月~10月	1,800万円	10万円
当年着工~当年完成引渡 その他工事8件	令和7年1月~11月	175万円	
当年着工~翌年完成引渡 山本邸増改築工事	令和7年11月~令和8年1月	121万円(注2)	

(注1) 材料費支給による工事
 (注2) 令和8年完成・引渡工事分の入金や期末仕掛工事の前受金は令和7年分の工事収入には計上しません。その工事に支出した費用を期末仕掛工事として工事原価から差し引きます。

所得控除の一覧表

Table with columns: 控除の種類, 控除を受けられる場合、内容、区分, 控除金額 (所得税の場合, 住民税の場合). Includes categories like 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 経過措置, 寄附金控除.

選択



Table with columns: 控除の種類, 適用対象, 所得税, 住民税. Includes categories like 配偶者控除, 扶養控除, 障害者控除, ひとり親控除, 寡婦控除, 勤労学生控除, 基礎控除.

※配偶者控除及び扶養控除を受けていて「障害者」「特別障害者」「同居特別障害者」に該当する場合は、障害者控除も対象となります(なお16歳未満の年少扶養控除は廃止されていますが、障害者控除の対象になります)。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額表

Table with columns: 配偶者控除, 配偶者特別控除. Shows tax reduction amounts based on spouse's income and taxpayer's income.

※配偶者控除が受けられる老人控除対象配偶者は昭和31年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)。
※配偶者特別控除の「配偶者の合計所得金額」欄の()内の金額は、配偶者の収入が給与所得だけの場合の給与収入の金額です。

特定技能外国人受入れに係る証明書

全建総連は、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）の正会員であり、特定技能外国人を受け入れる際に必要な「証明書」を発行できます。

広島建労では、建設業の全職種を対象に、特定技能外国人の受け入れ証明書の申請を受け付けています。

申請対象となる特定技能外国人については、入職後、速やかに広島建労へご加入ください。

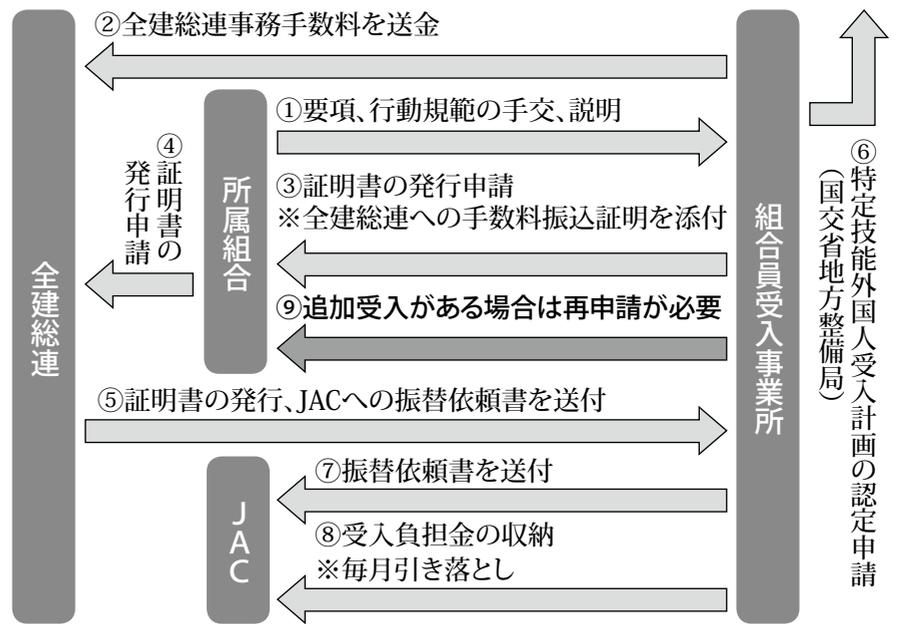
手続きの詳細は、QRコードをご確認いただくか、広島県建設労働組合本部（082-232-6238）までお問い合わせください。



【組合員受入れ事業所が負担金する受入負担金等の額】

- ①JACに支払う受入負担金：一律12,500円（年額15万円）
- ②全建総連事務手数料：1申請あたり30,000円（税込）に加えて、受入1人あたり5,000円（税込）（追加受入の場合は10,000円（税込）に加えて、受入1人あたり5,000円（税込））
- 例）3人受入の場合：30,000円＋（5,000円×3人）＝45,000円

【組合員事業所による特定技能外国人受入の流れ】



建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

医療費控除について

令和7年1月から令和7年12月までの1年間に同じ世帯で支払った医療費などが10万円（所得金額が200万円未満の人は、その5%）を超えた場合、確定申告により税金が軽減されます。

なお、控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますが、建設国保から送付される『医療費通知書（医療費控除申告用・年間分）』（令和8年2月下旬送付予定）により「医療費控除の明細書」の記入が簡略化されますので、ぜひご活用ください。

また、介護保険の該当になり、それを利用して受けた施設サービス及び居宅サービス並びに特定健康診査の受診者で、特定保健指導の積極的支援を受けた者のうち一定基準を満たす方の自己負担額についても医療費控除の対象になります。

★控除額の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \cdot \text{令和7年中に支払った医療費の総額} - \text{保険給付金等で補てんされる金額} \dots A \\
 & \cdot 10\text{万円(総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5\%)} \dots B \\
 & \boxed{A - B = \text{医療費控除額 (最高200万円まで)}}
 \end{aligned}$$

(※) 保険金等で補てんされる金額とは

- ・建設国保から支給される「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」など。
- ・民間の生命保険・損害保険会社等から支給される「医療保険金」、「傷害費用保険金」、「入院給付金」など、医療費の補てんを目的として支払われる給付金。

◎上記補てん額がある場合は、医療費通知に記載された患者負担額と、実際に負担された額が異なる為、ご自身で額を訂正し申告していただく必要があります。

★控除の対象になるもの

- (例) ・医師、歯科医師などによる治療費
- ・入院時の食事代や部屋代、通院にかかる交通費（自家用車のガソリン代は除く）
 - ・治療のための医薬品の購入費
 - ・あんま、マッサージ、指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術料
 - ・保健師、看護師などに支払った療養上の世話の費用
 - ・出産の費用
 - ・義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費
 - ・6ヶ月以上寝たきりで医師などが必要と認めた人のおむつ代（医師のおむつ使用証明書が必要）
- ◎健康診断の費用、美容整形の費用、疾病予防や健康増進を目的とした医薬品・健康食品の購入費用などは、控除の対象になりませんのでご注意ください。

◎医師、歯科医師などによる治療費以外で支払われた医療費等については「医療費通知書（医療費控除申告用）」に記載されていない為、別途、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。

・医療費控除の詳細につきましては、最寄の税務署等にご確認ください。

セルフメディケーション(自主服薬)税制について

「セルフメディケーション（自主服薬）税制」とは、(※1) スイッチOTC医薬品の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の購入費用について、従来の医療費控除ではなく、新たな所得控除の適用を受けることができる制度です。（令和8年分までの減税措置）

この制度の適用を受けるには、個人がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防等(※2) 一定の取組を行い、確定申告書を提出の際には、セルフメディケーション税制の明細書を添付する必要があります。この所得控除を申請しようとする組合員の方で、建設国保の証明が必要な方につきましては、各地域連合事務所へ証明依頼をしていただければ、建設国保で実施の有無を確認し、証明いたします。

(※1) スイッチOTC医薬品とは

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で、対象製品であることを示す識別マークが表示されます。また、対象製品を購入した際には、レシートに対象製品であることが表示されます。

(※2) 一定の取組とは

次の①から⑤の健診等または予防接種（医師の関与があるものに限る）をいいます。

- ①予防接種 ②がん検診 ③定期健康診断（事業所健診）
- ④特定健康診査、特定保健指導 ⑤健康診査（人間ドック等）

★控除される金額

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの年間購入金額が合計で12,000円を超えた部分が控除の対象となり、金額の上限は88,000円となっています。なお、生計を一にしている家族分も含まれます。

注意

- ◎申告される方が一定の取組を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。
- ◎従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。
- ◎領収書の添付、提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間は、確認のために税務署から提示、提出を求められる場合がありますので、領収書はきちんと保管しましょう。

・その他、本税制の詳細につきましては、国税庁のホームページ等をご覧ください。

★健康づくりビンゴ表はクリア出来ていますか?★

「健康づくりビンゴ」のクリア期限が令和8年3月31日と近づいてきました。完成したビンゴ数に応じた応募ハガキを郵送しますので、届きましたら、対象賞品から希望の品をひとつ選択し令和8年5月31日までに応募してください。ビンゴ完成を目指して一マスでも多くクリアするとともに、これからも健康づくりを習慣づけていきましょう。

★確定申告時の職業等記載について★

確定申告の書類は、当組合が3年に一度実施している業種調査など様々な手続きの証明書類としても使用できます。申告の際には記入漏れのないようにし、職業欄、屋号・雅号欄は、具体的な業種・職種と屋号を記入するようお願いいたします。



1地連山 第1福 合同技能フェア 4つの体験コース実施

【大工技術専門委員・中島才晴】11月2日(日)、第一地連福山の地連会館で、「第1回 技術対策部合同技能フェア」を午前9時から12時まで開催しました。当日は、参加者約20人が集



参加した家族と行った黒板づくり

まみりました。天候にも恵まれ、会場では4つの体験コース(黒板づくり、しつこい団子づくり、溶接、鉋・ノミ・包丁研ぎ)を実施しました。黒板づくりには、小さなお子さま連れのご家族2組が参加しました。

しつこい団子づくりや溶接体験は、初めて経験する方も多く、皆さん興味深そうに取り組んでいました。どのコースでも笑顔が見られ、会場は終始、和やかな雰囲気になっていました。今回は少人数での開

催となりましたが、ご要望があれば日程や内容を検討していきたいと考えています。

1地連山 第1福 健康料理教室 4人1班で調理

【主婦の会・穂田和子】11月20日(木)、福山市深津交流館で、健康料理教室を出席者16人で開催しました。



班ごとに調理を進める参加者たち

当日は4テーブルに分かれ、1テーブル4人ずつの班編成で調理を行いました。若い男性や、見た目が若々しい男性の参加もあり、エプロン姿が初々しく、会場の雰囲気も明るくなりました。今回のメニューは3品で、パンダタン、カレースー

プ、デザートには豆腐シャレットを作りました。どの班も大きな失敗はなく調理が進みましたが、「あれ、これが残っているけど、い

つ入れるんだっけ？」と戸惑う場面もあり、和やかな笑いが起こりました。楽しんでいただきました。

8地連西 第8広 日帰旅行に55人参加 常夜灯や保冷酒造を散策

【組織専門委員・松本寿司】11月9日(日)、五日市・湯来・その他地区の組合員による日帰り旅行を実施しました。当日は、参加者55人がバス2台に分乗し、「尾道千光寺公園・鞆の浦史跡めぐり」へ出かけました。

当日は、前日の好天から一転して雨模様となりましたが、五日市事務所を8時に出発し、最初の目的地である千光寺公園へ向かいまし



鷗風亭を背に

た。当日は、前日の好天から一転して雨模様となりましたが、五日市事務所を8時に出発し、最初の目的地である千光寺公園へ向かいまし

11地連次 第3 「家に飾るのが楽しみ」 おしゃれしめ縄づくり

【主婦の会・佐々木順子】第11地連主婦の会は、12月6日(土)、甲田人権福祉会館において、今年度最後の行事となる「おしゃれしめ縄づくり」を行いました。



隣り同士でコツを教え合いながら作製

当日は、会員12人が参加しました。忙しい中、和やかな雰囲気の中、行事がスタートしました。はじめに、下岡会長がいさつに立ち、1年を振り返りながら感謝の気持ちを伝えました。

参加者からは、「難しいけれど達成感があった」「家に飾るのが楽しみ」「普段なかなか会えない方と久しぶりに話せてうれしかった」など、満足の声が多く聞かれました。会場では、作品を見せ合いながら、自然と写真を撮り合う姿も見られました。

8地連西 第8広 税金学習会に18人参加 税への理解深まる

【税対専門委員・下手真】11月13日(木)、広島西会館で、参加者18人で「相続税について」の税金学習会を行いました。

講師には、顧問税理士の竹永靖正氏をお迎えし、相続税について分かりやすく説明していただきました。おすすめのテキストや、講師が作成した相続税の概算計算書を参考にしながら、各自で内容を確認しました。そのうえで、分かりにくい税制改正のポイントや基礎控除額、財産内訳の計算方法について、丁寧に教えて



相続税について学習

産の分配を考えたうえで、公正証書を作成することが望ましいとのことでした。ただし、作成費用が高額になる場合もあるため、難しい場合には、法務局で保管してもらえらる自筆の遺言書を作成する方法が、費用を抑えられ、手続きも比較的簡単でおすすすめだという説明がありました。

9地連北 第9広 多肉植物の寄せ植え 個性豊かな作品ずらり

【主婦の会・三浦純子】12月6日(土)、学習会として「多肉植物の寄せ植え」を、13人で開催しました。講師には、多肉植物について学び、さまざまな場所で経験を積まれている主婦の会の会員の方をお迎えし

ました。多肉植物を植える箱庭プランターは、講師のご主人が手作りされたものを使用しました。かわいらしい材料の前に、参加者の皆さんがワクワクした雰囲気になりました。



作品とともに記念撮影

ピンセットを器用に使い、初心者の方は苦戦しながらも、講師やほかの参加者からのアドバイスを受け、個性豊かな作品を完成させることができました。参加者からは、「これまで高価で手が出せなかった

「枯らしてしまうのが心配だった」といった声も聞かれましたが、「今回教わったことを活かして、多肉植物のある暮らしを楽しみたい」と、喜びの声が寄せられました。今回の「おしゃれしめ縄」は、紙製のしめ縄を土台に、水引や造花をグルーガンで接着して仕上げるものです。グルーガンを初めて使う人や慣れない人も多く、接着剤が固まるタイミングが分からず、戸惑う場面も見られました。特に水引づくりは力加減が難しく、「不器用で、なかなか思いどおりの形にな

1月1日の
組織人員
11,651人

労働安全標語

気を抜くな！
毎日変わる
危険箇所
第6地連江田島
長田 恵子さん
令和7年度・最優秀

労災保険に入りましょう
労働災害地連別件数一覧表
令和7年12月分

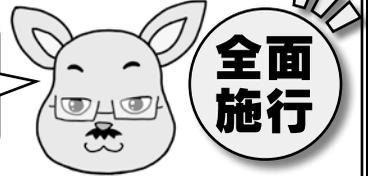
Table with 2 columns: 地連名, 件数. Rows include 第1地連福山, 第2地連芦品, 第4地連広島中央, 第5地連瀬戸内, 第7地連広島, 第8地連広島西, 計 8 (5).

労災事故発生原因

Table with 2 columns: 内容, 件数. Rows include 転墜落 6, 転倒 4, 飛来・落下 1, 工具・機械 1, その他 1, 計 13.

第三次
担い手3法

書面契約・内訳明示の見積書・
CCUSレベル判定が大切



「建設業法」「入契法(※1)」「品確法(※2)」(いわゆる担い手3法)改正により、第三次・担い手3法が昨年12月12日に全面施行され、公共・民間ともに契約約款が改定されました。これにより「労務費に関する基準」を著しく下回る見積・契約が禁止され、建設Gメン等を中心とした調査・指導・監督等が開始されました。地域ごとの「労務費の基準」が公表され、これに基づき公共・民間問わず、発注者(施主)に対しても勧告が行われることとなり、技能者の担い手

確保のため適正な労務費確保・賃金支払いが求められます。また、発注者だけではなく元請側も、下位事業者・一人親方に対し、通常必要と認められる労務費を著しく下回る額で見積・契約させることを禁止されました。適正な賃金・労務費・必要経費等を見積書へ内訳明示し、工事金額にしっかりと積み上げることが大切です。(※1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (※2)公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ①元下間の契約においては、必ずコミットメント条項(労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項)を含む書面で締結することが大切です。
②労務費確保に伴うしわ寄せを防ぐため、標準見積書を活用し、必要経費として「法定福利費の事業主負担分」「安全衛生経費」「建退共掛金」をしっかりと内訳明示しましょう。
③適正な賃金支払いの基準については、国交省が「CCUSレベル別年収」を改定・公表し、これを基準とされます。より高い標準労務費を適用されるためには、建設技能者一人一人のCCUSの就業履歴蓄積・能力評価(レベル判定)がさらに重要です。

くわしくはコチラ



労務費に関する基準ポータルサイト 第三次・担い手3法ポータルサイト

入学祝

2023年4月に小学校・中学校へ入学されたお子さまの入学祝給付(小学校2万円、中学校1万円)の申請は本年3月31日までです。申請がお済みでない方は、所属の地連へお問い合わせください。

金一封
資格取得奨励金
・
報奨金

資格取得奨励金・報奨金の申請は資格取得日から3年以内です。2023年中に取得された資格に対する給付申請期限は本年中に期限を迎えますので、ご注意ください。

2025年度 組織部キャンペーン
実施報告とアンケートのお願い

【組織部長・中西哲也】平素より、組織拡大運動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。2025年度に組合員の皆さんにより身近に参加していただける取り組みとして、2つのキャンペーンを実施しました。一つ目は、広島建労LINEの「友だち追加」企画です。2025年1月から12月末まで実施し、組合加入者764人のうち147人クーポンを利用し、使用率は19.2%となりました。二つ目は、「ずっとLINE友だちでいてくれた方に総額10万円の賞品が当たる大チャンス」企画です。2025年10月10日から11月30日まで実施し、応募総数は3百通余り(有効応募数251通)と、多くの方にご参加いただきました。当選者アンケートでは、「とても嬉しい」「企画を楽しめた」「今後も続けてほしい」といった声のほか、「簡単に応募できた」「登録や記入が分かりやすかった」「Wチャンス賞があつて良かった」など、参加しやすさを評価する意見が多く寄せられました。楽しみながら参加できる企画として、好意的に受け止められています。なお、当選者の発表は、2025年12月の賞品発送をもって行いました。

今後、組合員の皆さんにとって身近で参加しやすい企画を実施し、組織拡大につなげていくため、ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。皆さんのご意見・ご感想を、今後の取り組みに活かしてまいります。



国保組合
関係予算案

2,720.8億 確保

2026(令和8)年度～ 国保組合関係予算案の内訳 ※項目毎に四捨五入しています

Table with 4 columns: 内訳, 2025年度予算, 2026年度予算案, 増減. Rows include 定率補助 1,478.4億円, 調整補助金 1,050.3億円, 出産育児一時金補助金 19.1億円, 高額医療費共同事業補助金 41.0億円, 事務費負担金 21.4億円, 特定健診・保健指導補助金等 5.9億円, 計 2,616.0億円.

(注) 出産育児一時金補助金については、全世代対応型の持続可能な社会制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)により、令和8年度から、後期高齢者制度が産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが全面的に導入されることを踏まえ、国庫補助を行わないこととした。なお、高額医療費共同事業補助金については、出産育児一時金補助金の国庫補助廃止相当分を増額した。

ハガキ・地元国会議員要請の成果

Table showing dates for various events: 3月 (15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31) and 2月 (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30). Events include 第266回青年部総会, 第262回主婦の会総会, 選挙管理委員会, 第7地連特定健診訓練校選考大会, 第11地連定期大会, 第5地連定期大会, 第2地連定期大会, 国保組合, 第7地連定期大会, 第9地連定期大会, 各地連青年部長会議, 第320回執行委員会, 第6地連定期大会, 第3地連定期大会.

★広島建労クイズ★

問題:技能士1級の資格を取得した場合、全建総連からは10,000円、広島建労からは5,000円の祝い金を請求することができます。なお、祝い金の正式名称は、全建総連が「資格取得報奨金」、広島建労が「資格取得〇〇金」です。〇〇に入る言葉は何でしょうか? ヒントは、広島建労ホームページの「資格・検定・講習」からご確認ください。【応募方法】クイズの答えと、今月の「広建新報」への一言感想(必須)をそえて、以下のいずれかの方法でご応募ください。(締め切りは2026年2月28日(土) [消印有効]) 1) FAXで応募: FAXで応募: 所属地連事務所へ「①クイズの答え、②今月の「広建新報」についてのひとこと感想、③郵便番号、④住所、⑤氏名、⑥電話番号、⑦所属地連名」をFAX送信 2) ハガキで応募: ハガキに①～⑦を明記し、広島建労・県本部まで郵送(〒733-0013 広島市西区横川新町8-12)宛に郵送(消印有効) 3) Googleフォームで応募: 記事右のQRコードを読み取って、Googleフォームから簡単に応募できるよ!



※あくまで予定です(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。